これまでの経過と今後の予定です!

平成21年

平成22年

平成23年

平成24年~平成33年頃

まちづくり説明会(全2回)

土地区画整理事業に換わる密集型 住市総事業の導入についての説明会 と、整備計画についての説明会が行 われました。

まちづくり勉強会(全5回)

現在のまちの課題を確認し、より 良いまちづくりを進めるため、町会 推薦者と公募者によって、意見交換 や見学会などを行いました。

まちづくり検討会(全4回)

本地区と同じ土地区画整理事業予 定区域*である芝第2・第5地区、芝 第3・第4地区を含めた区域のまち づくりについて意見交換を行いまし

会の

まちづくり協議会 (年2回程度)

以下のようなテーマについて、 今後話し合っていく予定です。

- ・十地区画整理事業予定区域※の 変更(解除)のための計画につい
- · 「川口芝地区住宅市街地総合整 備事業」の推進について
- ・まちづくりルールについて

※土地区画整理事業予定区域とは?

将来の事業の円滑な施行を確保するために、建物 の階数や構造に関する建築制限を行うものです。 区域内に建築計画がある場合は、建築確認申請前 に、都市計画法第53条第1項の許可が必要となり

事務所を開設しました!

旧芝園小学校に市街地整備室を開設しました。 担当職員が常駐していますので、まちづくりに 関するご意見や地域の情報などがあれば、お気軽 にお訪ねください。

住所: **〒**333-0853 川口市芝園町3-17

※ 鉄骨の外階段を上がった3階が事務所になります。 移動手段が階段のみとなります。また、駐車場はご ざいません。ご注意くださいますようお願いします。

UR芝園団地 市立中央図書館 芝園分室 <3階>事務所* 鉄骨の外階段から お入りください 教育研究所 旧芝園小学校

■ 問合せ先

川口市 都市整備部 市街地整備室 担当:宗像、新井、岩間、鈴木 TEL: 048-264-5321 (直通) FAX: 048-264-5322

●現地案内図



まちづくり協議会ニュース

: 芝富士地区まちづくり協議会

(事務局) 川口市都市整備部市街地整備室

: (株)首都圏総合計画研究所

芝富士地区まちづくり協議会が発足しました!!

土地区画整理事業を予定しておりました芝東第2(芝富士)地区では、平成21年8月 のまちづくり説明会以降、町会推薦や公募の方によるまちづくり勉強会などで、今後のま ちづくりについて検討を進めてきました。その内容を踏まえ、川口市は今年5月に土地区

画整理事業に換わる整備計画(2・3ページ参照)を 策定しました。これを受け整備計画の実現に向けた、 誰もが安心して快適に住み続けられるまちを目指して、 市と協働してまちづくりに取り組む地元の会合を発足 するため、この9月13日に発起人会が開催され、協 議会の設立が承認されました。

今後、このまちづくり協議会ニュースを通して、協 議会の活動などをお伝えしていきます。



▲当日の様子

発起人会 及び 設立会

時 平成 23 年9月 13 日(火) 19 時~20 時

●場 所 芝富士公民館

●出席者 14名

●次 第

- 2. これまでの取り組みと協議会の活動について
- 3. 会則の検討及び会長・副会長の選出
- 4. 今後のスケジュール
- 5. 閉会

芝富士地区まちづくり協議会員

会 長: 平林 秋夫

副会长 : 市原 光吉 式田 勒 平林 貞二 会員:伊藤一晃 斎川 栄造 野中 等

> 岡野 秀夫 坂田 博 松島 孝明 岸延寿 武田 文男 和田 国善

中村 守 木村 道夫

黒須 正夫 長﨑 登 ※敬称略、五十音順

まちづくい協議会の発足にあたって

この度、芝富士地区まちづくり協議会の会長 という重責を仰せつかりました平林です。

去る九月十三日に町会、商店会等の皆様のご 協力により「芝富士地区まちづくり協議会」が 設立されました。

本会の活動はこれからですが、会員一同、こ のまちが安全で安心して暮らせる、より良いま ちにしていきたいという熱い想いをもって取り 組んでまいります。

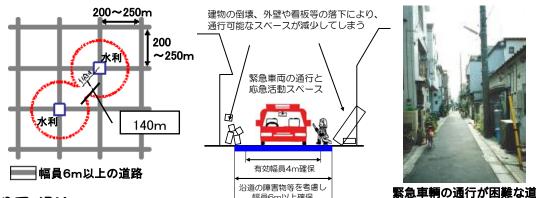
まちづくり協議会は、地域の皆さん自からが 自分たちのまちについて話し合う場でありま • す。地域の皆さんと一緒により良いまちづくり の実現を目指していきますので、どうぞ皆様の ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

芝富士地区まちづくり協議会

芝富士地区の整備計画の概要

1道路

- ・消防活動困難区域の解消、延焼抑止帯の形成、消防活動や避難路及び生活の利便性の向上のために、東側市街地と幅員6m以上の道路でつながるように主要生活道路を配置します。そして、概ね200m以下の間隔で避難路に囲まれた街区の形成をめざします。
- ・必要性の高い主要区画道路2号の整備を最優先とし、次いで主要区画道路4号、3号の整備を図ります。
- ・なお、主要区画道路1号、2-2号、2-3号、5-2号は、優先整備路線 と調整の上、順次整備を図っていきます。



2公園·緑地

・土地区画整理事業で一般的に求められる地区面積(24.1ha)の3%にあたる 広さの公園・緑地の整備(7,200 ㎡)を図ります。このため、既にある公園 (2,200 ㎡)に加えて約5,000 ㎡*の公園の整備を図ります。

|*今後整備を図る公園面積 7,200-2,200 ㎡=約 5,000 ㎡

・東西の通り抜けができない私道が多数あることを考慮して、公有地の活用や 低利用地の買収等、公園や水路上の緑道の整備等により、2方向に避難でき る通り抜け動線の確保を図っていきます。

3緑道

・日常の歩行の快適性向上や非常時の避難動 線等を考慮して、水路(暗渠)を活用して 緑道整備を図ります。

4まちなみの整備

・主要区画道路5号の美装化や無電柱化等による景観整備を検討していきます。

5 雨水貯留浸透

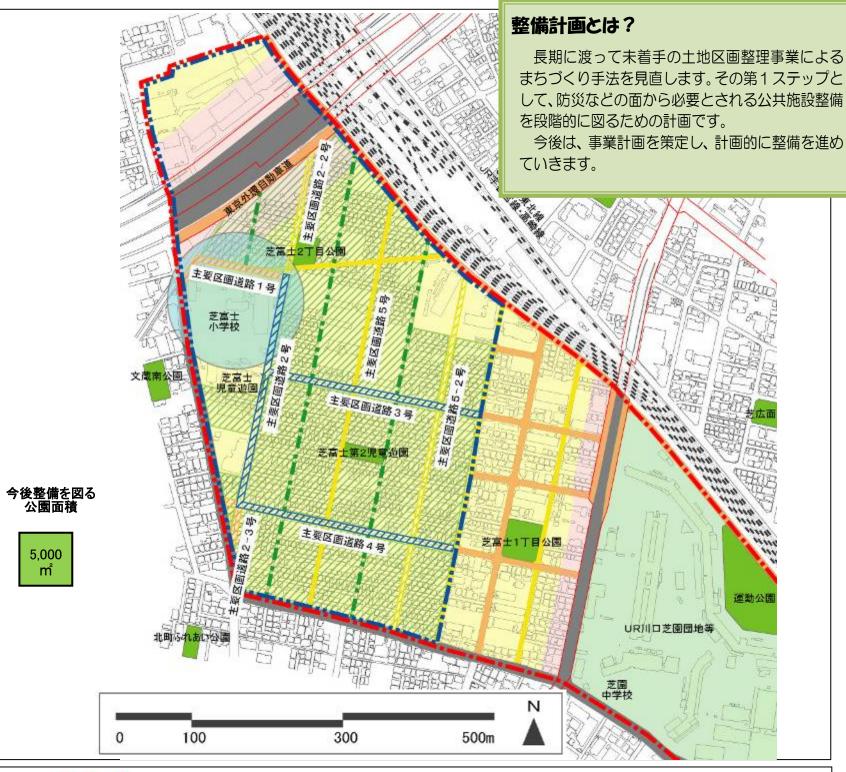
・大雨時の冠水等の被害軽減のため、街路・ 道路整備や公園整備に併せて、雨水管や雨 水貯留浸透施設の整備を図ります。



現在の水路(暗渠)



水路(暗渠)の整備例





2